

○文部科学省告示第七十五号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年四月十九日

文部科学大臣 萩生田 光一

松山市城山公園聖火リレールート

期間
令和三年四月二十一日

対象大会関係施設

愛媛県松山市

の所在地

堀之内

対象大会関係施設
の区域

愛媛県松山市

堀之内（次の図面に示す部分に限る。）

対象大会関係施設
に係る対象大会関

愛媛県松山市

この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域

係施設周辺地域

備考

「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。